

第30号議案

島根県県税条例の一部を改正する条例

島根県県税条例（昭和51年島根県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条の2第1項中「第2章」の次に「（第8条を除く。）」を、「第3章」の次に「（第14条を除く。）」を加える。

第10条第1項第3号中「認定特定非営利活動法人（同法第66条の11の2第3項に規定する認定特定非営利活動法人）」を「認定特定非営利活動法人等（特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する仮認定特定非営利活動法人）」に改める。

第19条第1項中「第21条の7」を「第21条の6」に改める。

附則に次の1項を加える。

（個人の県民税の均等割の税率の特例）

25 平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の県民税に限り、均等割の税率は、第11条の規定にかかわらず、同条に規定する額に500円を加算した額とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例中附則に1項を加える改正規定は公布の日から、第10条第1項第3号及び第19条第1項の改正規定は平成24年4月1日から、第2条の2第1項の改正規定は平成25年1月1日から施行する。

（島根県行政手続条例の適用除外に関する経過措置）

2 第2条の2第1項の改正規定による改正後の島根県県税条例第2条の2第1項の規定は、当該改正規定の施行の日以後にする同項に規定する行為について適用し、同日前にした当該改正規定による改正前の島根県県税条例第2条の2第1項に規定する行為については、なお従前の例による。

（個人の県民税に関する経過措置）

- 3 第10条第1項第3号の改正規定による改正後の島根県県税条例第10条第1項第3号の規定は、平成25年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成24年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
- 4 個人が平成24年以後の各年において支出する寄附金の額のうち特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成23年法律第70号。以下「改正法」という。）による改正前の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第66条の11の2第3項の認定を受けた法人（以下「旧認定特定非営利活動法人」という。）に対する寄附金がある場合においては、当該旧認定特定非営利活動法人を改正法による改正後の特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人とみなして、第10条第1項第3号の改正規定による改正後の島根県県税条例第10条第1項第3号の規定を適用する。